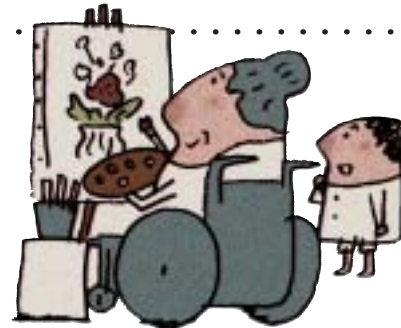


◆政策の方針

障害のある人の自立を支えるシステムの構築

健康 **3** 福祉



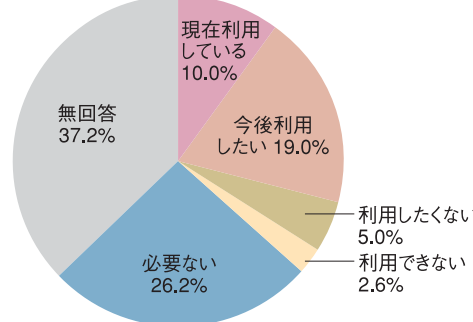
自立した生活を支援する環境整備

主要な福祉サービスについては、措置制度（行政権限でサービスの利用を決定する制度）から支援費制度（個人が自らサービスを選択し、サービス提供者と対等に契約を結ぶ制度）に移行するとともに、サービスの重点が施設入所から地域生活の支援へ転換するなど障害のある人をとりまく環境は大きく変化しています。障害のある、なしにとらわれず、だれもがお互いに人格と個性を尊重し合う社会を築いていくために、居宅生活を支援する福祉サービスの充実をはかります。

また、障害者歯科保健センター（※1）の運営やコミュニケーション（情報を伝えるための方法）のハンディキャップを解消するための手話通訳者や要約筆記者の派遣事業などを行い、障害のある人が地域で自立した生活を送るための環境整備をすすめます。

〈ホームヘルプサービス〉

（身体に障害のある人
知的障害のある人）

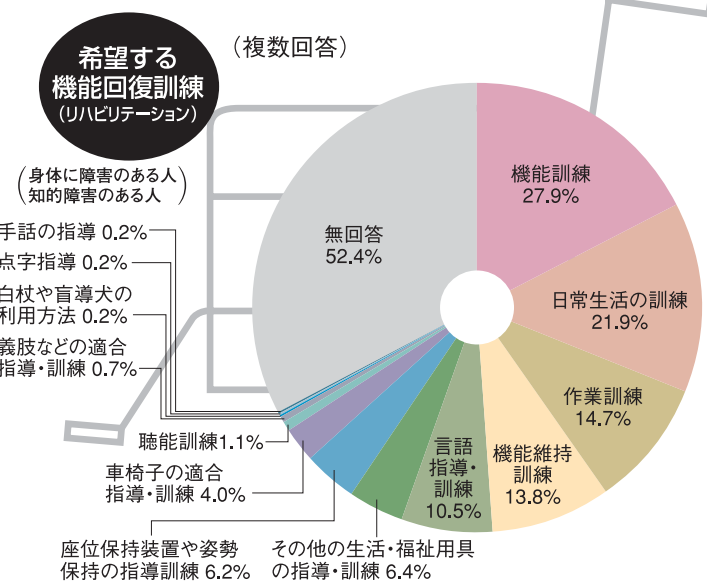


資料：静岡市・清水市「障害者福祉計画策定のためのアンケート調査」（平成14年）両市で実施したものを統合して表示

障害のある人と介護者が安心して生活できるための支援

障害者更生相談所（※2）の運営、障害のある人の通所施設などの整備をすすめ、障害のある人が地域で豊かに安心して生活を送るための支援を総合的に行います。

また、介護者の負担や不安を少しでも軽減するため、レスパイト事業（※3）の実施、幼児発達療育（※4）ネットワークの構築をすすめるほか、介護を必要とする人の自立を支援するなど、ライフステージ（乳幼児期、青年期、高齢期など人生における各段階）に対応した必要な支援を行っていきます。



資料：静岡市・清水市「障害者福祉計画策定のためのアンケート調査」（平成14年）両市で実施したものを統合して表示

積極的な社会参加機会の充実

障害のある人個々のニーズや適性に応じた就労や日常活動の場、機会を整備し、障害のある人の社会参加のための支援を行います。

また、文化、スポーツ活動を通して、健康で心豊かな生活が送れるよう、全国障害者スポーツ大会への参加やアビリンピック（※5）の開催支援とそれを契機としたスポーツの振興、障害のある人のボランティア活動の促進など、生きがいを創出し生活の質を高める事業をすすめます。

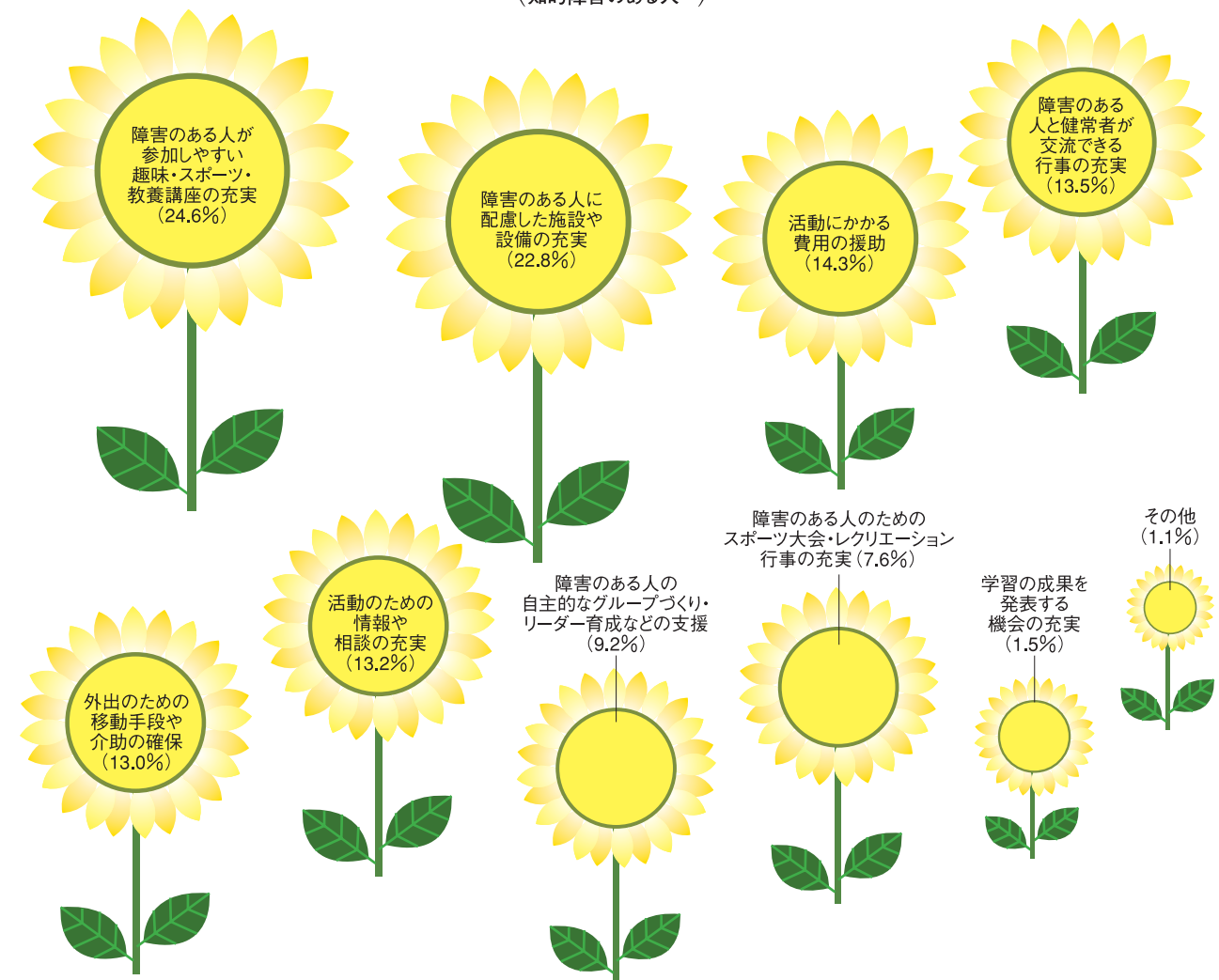


健康・福祉

〈障害のある人の活動を活発化するための要望〉

（身体に障害のある人
知的障害のある人）

（複数回答）



資料：静岡市・清水市「障害者福祉計画策定のためのアンケート調査」（平成14年）両市で実施したものを統合して表示

※1 障害者歯科保健センター
一般の診療所では治療などが困難な障害のある人を対象とする歯科診療保健施設

※2 障害者更生相談所
法律にもとづく行政機関で、都道府県は設置しなければならず指定都市は設置することができる施設。静岡市の障害者更生相談所は、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の機能を併せ、福祉事務所の依頼にもとづき、施設入所、補装具給付、更生医療の可否などについて技術的専門的な面から相談、判定などを行う。

※3 レスパイト事業
障害のある人を介護している家族の心身をリフレッシュするために障害のある人の一時預かりなどを行うサービス

※4 療育
障害のある子どもが障害の種類や程度にとらわれず、成長する過程を援助すること。

※5 アビリンピック
障害のある人の国際的な技能競技大会。平成19年度に静岡市で開催される。

◆施策の体系

障害のある人の自立を支えるシステムの構築

SYSTEM



自立した生活を
支援する環境整備



- ①在宅福祉サービスの充実
- ②障害のある人の生活の場の確保
- ③情報格差の解消と
コミュニケーション手段の確保
- ④障害のある人を支える人材育成



- 知的障害者デイサービスの充実
身体障害者訪問入浴サービスの提供
- 登録通訳者の派遣



障害のある人と
介護者が安心して
生活できるための支援



- ①乳幼児期から高齢期までの
ライフステージに対応した
支援システムづくり
- ②障害のある人への相談体制の充実
- ③介護をする人への支援
- ④障害のある人のための施設整備



- 重症心身障害児(者)通園施設の整備
- 障害者歯科保健センターの運営・充実
寝たきり者訪問歯科診療の実施
- 知的障害者援護施設の建設



積極的な
社会参加機会
の充実



- ①障害のある人の雇用と就労の
支援
- ②障害のある人の生きがい施策
の充実



- 全国障害者スポーツ大会への派遣

